

ちばZOOフェスタ・2026 ギャラリー部門募集要項

ちばZOOフェスタは、「動物」や「動物園」に関する文化芸術活動の発表の場、「動物文化祭」です。ギャラリー部門では、園内メイン会場に展示ブースを提供いたします。
あなたの作品を、千葉市動物公園で展示してみませんか？

■募集内容と応募資格

- ・「ZOO フェスタギャラリー部門」に作品展示を希望する、「動物」や「動物園」をテーマとした文化芸術作品の制作活動をしている個人・グループ
 - ・動物が好き！動物園が好き！そんな気持ちが作品に表れている方大歓迎！
(千葉市動物公園で飼育している動物を対象とした作品を基本とします。)
- 作品例：写真、絵画、彫塑・模型、クラフト、簡単なワークショップなど

***昨年度よりテント持ち込み販売区画の出展料を変更しています。**

■出展日時

2026年11月7日(土)・8日(日)

出展時間： 9:30～16:00(開園時間 9:30～16:30)

※抽選により2日間ご希望でも1日のみの出展となる場合があります。

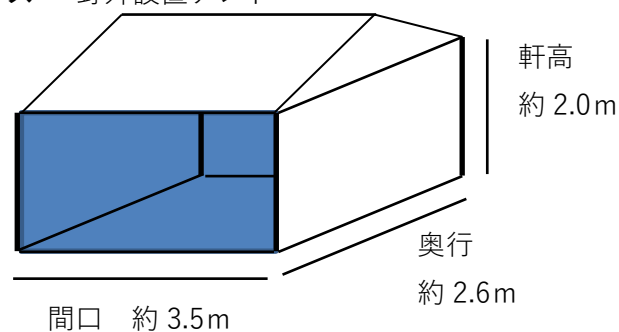
■出展料

事務局提供ブース 一日1ブース 4,000円

テント持ち込み区画 一日1区画 2,000円

※出展料は、イベント当日に現金で徴収させていただきます。

■事務局提供ブース 野外設置テント

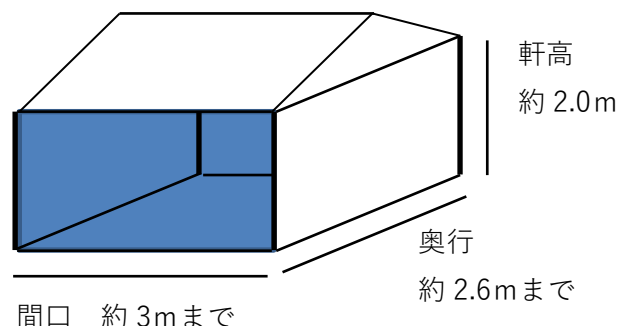


※備品については、テーブル2台、パイプイス4脚、展示パネル(120cm×180cm)2枚を貸し出しします。貸し出し料は出展料に含まれています。

追加での備品貸し出しは行いません。不足する物品につきましては各自でご用意をお願いします。

■テント持ち込み区画

提供ブースの並びに区画設置を予定しております。



※設置場所は従来の提供ブースの並びを予定しております。

※備品貸し出しはございません。すべて各自でご用意をお願いいたします。

※持ち込みのテントを設営される場合、風対策を必ず徹底してください。事故等のトラブルについて事務局は一切の責任を負いません。また、天候によっては夜間テント設置の撤去をお願いすることがございます。

■募集締切日

2026 年 8 月 31 日（月）必着

■応募方法

指定の参加申込書に必要事項を記入の上、出展作品イメージの写真・図面など添付して、締切日までにご送付ください。（出展ブース名は、12 文字以内としてください。）

送付方法：メールまたは郵送

アドレス chibazoo.PR@city.chiba.lg.jp

〒264-0037 千葉県市若葉区源町 280

千葉県動物公園内 ZOO フェスタ事務局 ギャラリー担当

■出展者の決定

2026 年 9 月 10 日（木）までに抽選結果をお知らせします。

募集は最大 18 団体ほどを予定しています。応募多数の場合は、事務局にて抽選いたします。ブース位置も抽選にて決定致します。

決定者には後日、事前説明資料を送付し、ご質問を受け付けます。

※抽選により、2 日間ご希望でも 1 日のみの出展となる場合があります。

■作品の販売

作品の販売を希望される方は、購入者に対して出展者の連絡先（フェスタ終了後も連絡が取れる電話番号等）を明記したものを必ずお渡しいたします。

販売に関して、購入者との間に紛争等が生じた場合は、出展者自らの責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。

■その他の注意事項

- (1) 搬出入等について
 - ・作品の搬出入は、出展者の皆様で行っていただきます。
 - ・輸送費等の搬出入にかかる費用や展示作業は、各自の責任・負担となります。
なお、輸送時や会期中に発生した破損・盗難については、主催者は一切の責任は負いかねますので、ご了承ください。
 - ・搬出入の日時や方法、夜間収納場所等は、事務局より後日ご連絡いたします。
- (2) 広報・宣伝活動に利用するため、作品の写真などをご提供いただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 出展に際して、会場の雰囲気や乱す、事務局の指示に従わないなど「出展に不適当」と主催者が判断した場合は、即展示販売を中止し退場して頂きます、また、今後の出展をお断りする場合があります。
- (4) 休憩等で離れる場合、その旨がわかるものを配置してください。ご不明の点は、あらかじめ事務局へお問い合わせください。

■申込の注意事項

申込者が、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の場合は、出展を承認しないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造に関わる業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）及び会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）並びにこれらと関係を有している事業者

出展の承認をされた者が、上記のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取り消すものとし、出展者に対し、その旨を通知するとともに、出展料は返還いたしません。

本申込書記載内容については、上記該当の有無についての確認のため必要に応じ関係機関に問い合わせに使用することがあります。